

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(2023年度)

住 所 千葉県千葉市緑区鎌取町273-4

事業者名 千葉中央バス株式会社
 代表者名 代表取締役 新井 靖彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	2023年度はノンステップバスを6両導入予定であったものの取支の改善状況次第とした。	ノンステップバス車両の導入を見送った。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マニュアルの周知	ベビーカーや車椅子の乗降扱いに関する対応マニュアルに沿った実車研修を実施する。	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者手帳の代わりに専用のスマートフォンアプリを提示することにより割引を行うサービス及び教育訓練への支援	2021年1月8日よりスマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」提示者に対して障害者手帳提示者と同様の割引運賃を適用しており、今後も利用者の利便性向上に努める。各障害者団体等と協力し、バスへの乗降方法の練習等積極的な支援を引き続き行う。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス導入率をホームページにて公表 先行先表示機の視認性の向上	2023年6月現在、一般路線車両93両中78両（導入率83.9%）がノンステップバスとなっている。 2019年12月以降導入している一般路線車両のLED表示機の表示色を白色にし視認性を高めている。	2024年3月末現在、一般路線車両87両中77両（導入率88.5%）がノンステップバスとなっている。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期的な従業員への教育	新任乗務員に対しては入社時に、また他の乗務員に対しては1年に1回の乗務員研修時に、車椅子を使用して乗降練習を実施する。同時に車椅子やベビーカーに固定ベルトを締めずにブレーキを掛けた場合の挙動等を体験させ、固定ベルトの重要性を再認識させる。	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内での優先席、車椅子スペースの周知	バス車内において、優先席や車椅子のお客様が乗車された際に使用されるスペースについて周知するための掲示を行い、その他のお客様に移動の円滑化に対する適正な配慮を求めていく。	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

営業所及び案内所窓口に寄せられるお客様からのご意見を社内で共有し、取組の改善を行っている。

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2024年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	112	93	78	14	1	0	1	19	11	0	0	8	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	8	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	13	6	1	4	1	0	1	7	0	0	0	7	0	0
年度末車 両数	107	87	77	10	0	0	0	20	11	0	0	9	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。